

高芙蓉における絵画的側面と 出自に関する若干の考察

守屋正彦

没年 天明四年（一七八四）

はじめに

本研究は高芙蓉の画家としての側面を充実したものとするため、文人画家としての高芙蓉を浮き彫りにし、今まで不明瞭であった芙蓉の出自、また絵画作品の集成を第一の目的として調査を進めてきたものである。

本稿では調査した事項のうち芙蓉の画家としての評価を文献にあたって引き出した絵画的側面と出自に関するこれまでの調査資料をもとに可能な範囲で押さえ、今まで体系化されなかつた芙蓉の一断面として位置づけることができたらと纏めた次第である。

芙蓉は享保七年三月一五日、医師大島尤軒の子として甲斐に生まれるが、現在出生の場所は判明しない。本姓＝大島、通称＝逸記、名＝孟彪、字＝孺皮、後に源、近藤を名乗る。落款・印譜に見る別称には次のような名乗りが見られる。

芙蓉、高籍、士典、冰鑿、冰鑿山人、芙蓉軒、閔東、甲斐、
峠中逸民、三岳道者、芙蓉山人、中岳畫史、富祇山房、近藤斎
宮、用九、高彪など。

芙蓉の著述は印人としてのものが多く、没後に纏められたものを併せると次のようになる。

既に高芙蓉については『市史編さんだより』（第二号昭和五九年八月一〇日発行）に「柳里恭と高芙蓉」と題して簡単な紹介をしてあるので、ここでは芙蓉の基本的なデータを示す。

△高芙蓉について△

『篆原』、『漢篆千字文』、『古今公私印記』、『采眞印譜』、
『印章例考』、『指印叢』、『游襄日記』、『芙蓉編』、『中嶽
稿』など。

一 高芙蓉の絵画的側面について

高芙蓉 生国 甲斐国

生年 享保七年（一七一三）

高芙蓉の本業は儒者である。墓碑銘に従えば「嘗從坊城菅公」、

習典故朝儀之學」とあり、現在知り得る最初の仕官は加賀藩前田

侯嫡子付儒官、また芙蓉晩年にはやはり墓碑銘に「天明発卯、安戸侯聞生名、而歿之。乃水戸別封也。生適感祖先之所由而應之」とあり、こののち安戸侯の江戸藩邸に向うが「俄羅疾。裁就藩邸、數日而歿。」と急逝を伝えている。

しかしながら、今日芙蓉がその名を最も良く知られているのは江戸時代中期の篆刻家の第一人者としてであり、柴野栗山は「印聖」として芙蓉を評価している。芙蓉は秦、漢の古銅印に学び近世古体派として一派をなした。彼の門には葛子琴、橘茂喬、源美章、稻毛屋山、源惟良など世評に高い印人が学んでおり、蓉門十哲という言葉も生まれている。

芙蓉は印人としてだけでなくまた文人画家としても知られている。芙蓉の画家としての評価は余り見られない。『絵画叢誌』によれば第七三巻に『蕪村と芙蓉』として「大雅堂の時に南宗畫風の一機軸を出だし名手斐然として袂を聯ぬ謝長慶蕪村、高益彪芙蓉其魁にして大雅の敵手と稱し一世に噪く共に其草畫の妙なる者に至ては風韻紙外に溢れて大雅磊落の氣以て之に加ふる能はじ幾と異體同筆の思ひあらしむ」と記している。これは過分な評価である。これまでの芙蓉の略伝には、彼の画業について記していない例もある。芙蓉の伝記を伝える文献中、彼の多才な職業を記してある箇所を引用してみる。

「書法一家、儒ヲ業トス、印ヲ刻スルヲ以テ、其名高シ」（『本

朝古今書畫便覽』）

「以鐵筆爲業、寫山水」（『書乘要略』）

「書法一家、儒ヲ業トス、作印篆刻ヲ以テ、其名高シ」（『増補

近世逸人畫史』）

「書法甚氣韻アリ、又鐵筆ニ精巧ニシテ、其名大イニ振フ」、（『古今墨蹟鑒定便覽』）

「儒學篆刻を以業とす。またよく山水を畫がく」（『扶桑名畫傳』）

右に見られる如く、芙蓉の画家としての側面を伝える文献が少な
いが、『先哲叢談続編』（國史研究会 大正六年）では、芙蓉の繪
画觀を次のように伝えている。「芙蓉好みて書畫を為す、其筆を下
す時に當り、意匠経済、形跡に在らずして、運筆に在り。細大疎
密、亦たぐ意の適する所なり。是を以て、時ありて書すれば、或は
畫の用筆に似たり、畫けば或は書の倚毫に似たり、或は童兒の塗
鵝、殷鑿する所は、恬として意に入りせず、常に柳淇園翁と號す、
字は里恭、王桂・池大雅名は無名、字は貢成
甲斐の人なり。九霞山樵と號す、京師の人なりと友とし善
し、二人皆書畫を善くし、其持論、立説、芙蓉と同じ門を此に専ら
にする者 今に至りて、遺訣を奉崇せざるなし」と記している。
『池大雅家譜』寛保元年の条に「初テ高益彪ト友タリ」とある。大
雅と芙蓉の親交については既に有名であり、大雅作品「陸奥奇勝圖
卷」の巻首に「陸奥奇勝」の題字を書き、「高籍」と款している。
このような例はいくつ見られるが、この両者の付き合いは単に文
人同士とということではなく、芙蓉が大雅の妻玉瀬に「梅竹清友図」
(写真)を送つてのことからも伺い知れる。

芙蓉の画業は大雅と共にあり、「三岳道者」の号を大雅、韓天壽と
共用している。この号は富士、白山、立山を踏破するにあたつての
号で寛延二年（一七四九）より使用されている。またその一年後



高芙蓉筆 梅竹清友図

の宝曆一〇〇年（一七六〇）には再び白山、立山に登って、妙高、黒姫から戸隠、善光寺に参詣し、江戸に入る。帰途富士の八合目まで登つたあと、帰京している。この時三人合作による「三岳紀行図屏風」を遺している。

『先哲叢談』には「芙蓉は富士山に登ること、前後三次、幽を探り勝を窮めて、自ら山嶽の真景を寫し、百芙蓉圖と曰ふ、是より先き、未だ此舉をなす者あらず、後人富士を畫く者、多く皆之に據る、此より後、別に中嶽畫史と號す」とある。

芙蓉の絵画における鑑識、芸術家を見抜く眼は相当であつたらしく、芙蓉晩年の繪畫における弟子青木木米が、中國の製陶の技法書として知られる『陶說』の写本に付して、奥殿侯主松平乘羨に贈呈した「奥殿侯ニ上ル書」に記された自伝に高芙蓉に中國美術について学び、「銅器玉財錢貨之類」の鑑賞、あるいはそれに関する諸本を読んだことが伺える。芙蓉は天明四年（一七八四）に京都から江戸に移っているので、芙蓉が木米の才能を見い出し育成したのは木

米が十代のことである。

芙蓉の鑑識眼については『先哲叢談』中にも触れており、「又書畫の鑑定に長じ、一見立どころに眞偽を辨ず、今時賞鑑を以て家を成す者、其遺論を傳へ稱して我士宋、元以降の古書畫を鑑識するの鑑船と為す」とある。芙蓉の文人的態度は印人として、また画家として中國の古典に学ぶ姿勢が見られ、絵画においても画風が本格的な南画を追求するものであるだけに、芙蓉の絵は極めて手本に則つたものである。こうした芙蓉の絵画的側面は画家としての評価より、秀れた鑑識家として当時の画壇を代表する池大雅や青木木米に大きな影響を与えたものと思われる。

注

（1）加賀藩前田侯嫡子付の儒官については、彭城百川が、芙蓉に「山溪水閣図」を贈つており、添書に「彭百川山溪水閣絹上畫横幅、向高孟典官遊北越時、所寫而錢贈物、今為ニ七僧居士藏、余所謂仿梅沙彌筆、其疊嶂林木髪鬆之處最有妙、實是平生之合作也。丙子歲春三月八日 池無名三岳道者題」とある。

二 高芙蓉の出自について

高芙蓉に関する記事を扱つた文献の全てが彼の出生の地を「甲斐國高梨郡」としている。また、「高を氏とせるは郡名より取りしもの」とする文献まで見られる。⁽¹⁾ しかしながら甲斐の国には郡名に「高梨郡」はなく、古来、「山梨郡」あるいは「巨摩郡」が盆地における郡名であつて、「高を氏



高芙蓉筆 梅竹清友図

の宝曆一〇〇年（一七六〇）には再び白山、立山に登つて、妙高、黒姫から戸隠、善光寺に参詣し、江戸に入る。帰途富士の八合目まで登つたあと、帰京している。この時三人合作による「三岳紀行図屏風」を遺している。

『先哲叢談』には「芙蓉は富士山に登ること、前後三次、幽を探り勝を窮めて、自ら山嶽の真景を寫し、百芙蓉圖と曰ふ、是より先き、未だ此舉をなす者あらず、後人富士を畫く者、多く皆之に據る、此より後、別に中嶽畫史と號す」とある。

芙蓉の絵画における鑑識、芸術家を見抜く眼は相当であつたらしく、芙蓉晩年の繪畫における弟子青木木米が、中国の製陶の技法書として知られる『陶説』の写本に付して、奥殿城主松平乘羨に贈呈した「奥殿侯ニ上ル書」に記された自伝に高芙蓉に中国美術について学び、「銅器玉財錢貨之類」の鑑賞、あるいはそれに関する諸本を読んだことが伺える。芙蓉は天明四年（一七八四）に京都から江戸に移つてゐるので、芙蓉が木米の才能を見い出し育成したのは木

米が十代のことである。

芙蓉の鑑識眼については『先哲叢談』中にも触れており、「又書畫の鑑定に長じ、一見立どころに真偽を辨ず、今時賞讃を以て家を成す者、其遺論を傳へ稱して我士宋、元以降の古書畫を鑑識するの艦舡と為す」とある。芙蓉の文人的態度は印人として、また画家として中國の古典に学ぶ姿勢が見られ、絵画においても画風が本格的な南画を追求するものであるだけに、芙蓉の絵は極めて手本に則つたものである。こうした芙蓉の絵画的側面は画家としての評価より、秀れた鑑識家として当時の画壇を代表する池大雅や青木木米に大きな影響を与えたものと思われる。

注

（1）加賀藩前田侯嫡子付の儒官については、彭城百川が、芙蓉に「山溪水閣図」を贈つており、添書に「彭百川山溪水閣絹上畫横幅、向高孟典官遊北越時、所寫而錢贈物、今為三七僧居士藏、余所謂仿梅沙彌筆、其疊嶂林木鬢髮之處最有妙、實是平生之合作也。丙子歲春三月八日 池無名三岳道者題」とある。

二 高芙蓉の出自について

高芙蓉に関する記事を扱つた文献の全てが彼の出生の地を「甲斐国高梨郡」としている。また、「高を氏とするは郡名より取りしもの」とする文献まで見られる。⁽¹⁾ しかしながら甲斐の国には郡名に「高梨郡」はなく、古来、「山梨郡」あるいは「巨摩郡」が盆地における郡名であつて、「高を氏

とせるは郡名」とするのは、甲斐国郡の在り方からするなら、後世の憶測による記載といわねばならない。

こうした芙蓉の出生における疑問は、あるいは芙蓉が甲斐の國の出身であることも疑いを抱くことになるが、これまで芙蓉の出自については明確に言及されることはなかったのである。芙蓉の甲斐の國における記録は、彼の没後二〇年を経て完成した『甲斐国志』には全く記されていない。

高芙蓉が甲斐國の人であるとするのは、前記したように多くの文献によつて知られるところであるが、これらはいずれも後世の孫引きにより潤色されたきらいがあり、彼の出自の原拠は、現在、東京都港区愛宕下にある天徳寺の墓碑銘に依つたもので、その銘文を典拠に多くの芙蓉の経歴を伝える文献が記されて來たのである。

従つて本稿ではこの墓碑銘を中心に出自について考察したい。

芙蓉の墓碑銘は現在天徳寺にあるが、戦前は小石川の無量院にあつたもので、天明六年丙午四月に刻まれ、下つて文化壬申一〇月に建てられたことが伺われる。芙蓉の没年が天明六年であるから二年後に刻まれ、三十有余年を経て建立されたものである。

選文は淡海竺常（一七一九一八〇一、相国寺大典禪師）で、その書を親友の幹天寿が書いて、門弟であった橋茂喬（一七三五一一七九四、初代濱村藏六）が刻んでいる。墓表の「芙蓉大島先生墓」は池大雅の字を遺墨より集めて、やはり門弟の稻毛屋山（一七五五一一八二三）によつて刻まれたものである。

芙蓉の生いたちは、池大雅の生いたち以上に不明といわねばならないが、碣文より芙蓉の出自に關する箇所を拾い出して見ると、「甲斐高梨人」

「某先為上毛新田氏之族」

「王父某仕水戸義公司庫藏坐事免職 去而居甲之高梨」

「父尤軒業德本氏之醫」

右の箇所をあげることができる。

このうち「甲斐高梨人」については先述したとおりであるが、後述のこととし、ここでは「其先為上毛新田氏之族」から検討して見ることとする。

芙蓉の姓は生涯に「大島」・「近藤」・「源」・「高」の名乗りがあがる、基本的には碣文に記された「大島」が最初の姓であり、「近藤」「源」「高」については詳細は後述するが後から芙蓉の名乗つた姓である。「大島」姓は「尊卑分脈」によれば、上野国新田郡の大島七郷を苗字の地としたものと考えられているが、この碣文ではそれを引用したもので、高芙蓉の本来の姓が「大島」であることを証しているのであろう。

また、このことは次に記された「王父某仕水戸義公司庫藏坐事免職 去而居甲之高梨」にも関連がある。

「大島」姓で水戸義公の時に「司庫藏坐事免職」となつた先祖に

正勝 大島長兵衛
仕松平乗壽
庄衛門實逸
見道悦某男也

正友 四郎衛門仕
稻垣平之允
石川乘政
正清 五郎兵衛

修就 稲垣平之允
弟十左衛門重元
義子

ついては『水府系纂』に碣文と符合する記載が見られる（茨城県歴史館小川知二氏の御教示による）。

『水府系纂』によれば、「大島庄衛門某」の記載がそれで、これによると父「正勝」の子に「某 庄衛門」があり、「實逸見道悦某男也」とある。系図のあとに、「大島庄衛門某實ハ松平和泉守乗壽大島ヲ冒ス 實妹後白石介妻奥方ニ奉仕スル故ヲ以テ寛文年中義公百石ヲ賜テ 興力トナル八年戊申正月十九日土蔵番トナル九年己酉六月二十五日山口宗兵衛某ト共ニ改易セラル 事ハ第三巻山口宗兵衛某カ條下ニ出ズ」と書かれており、丁度芙蓉の碣文に相応する内容である。

碣文にいう「王父」は通常死んだ祖父を尊称しているが、ここに記された庄衛門は寛文八年（一六六八）に土蔵番となり、翌九年には改易となる。この時が庄衛門の何才の頃であったかは記されていないが、二〇歳の頃とするならば西歴で一六四八年頃には既に彼は生まれていることになる。芙蓉が生まれたのは享保七年（一七二二）のことであるから、王父の生年を一六四八年として差し引くと七年の開きがあるので、ここに言う「王父」が祖父にあたるかはいささか判然とせず、疑うところであり、あるいは祖々父あたりをさしものとも考えられる。

しかしながら碣文と「大島庄衛門」の経歴とは一致することであるから、芙蓉の「王父」が水戸義公に仕えていた「大島庄衛門」に相当することは恐らくまちがいのないところであろう。

このことは『水府系纂』の「山口宗兵衛」の箇所にも記され、改易の内容が庄衛門の条より詳しく述べられている。「……九年己酉六

月二十五日大島庄衛門某ト共ニ當番ノ時夜中賊徒入テ御金蔵ヲ破ルトイヘ凡物ヲ盜ム事叶ハシシテ遂ニ逃去ル兩人是ヲ不知逃去シムルヲ以テ共ニ改易セラル」とあり、改易の理由を詳しく伝えている。

この両名の改易がどのようなものであったかを知る直接の史料を今のことろ見い出しえないが、山口宗兵衛の系図には四人の男子が記され、二男吉久の子については詳細に記されており、宗兵衛の跡に家督が続いたことが伺える。大島庄衛門の場合は改易後について何も触れていないが、碣文にいう「去而居甲之高梨」に移住と見做すことができる。このことは、やはり碣文中に記されている「天明癸卯、宍戸候聞生名、而聘之。乃水戸別封也。生適感祖先所由而應之。」とも符合している。

芙蓉の父については碣文に「父尤軒業徳本氏之醫」とあるが、尤軒については『甲斐国儒医列伝』あるいは『甲斐国志』の関連する箇所にも見い出せない。

以上芙蓉の碣文における出自に関連する事項を検討したわけであるが、碣文以外で芙蓉の事蹟を詳細に記したものに『先哲叢談（続編）』がある。本書は國史研究会が大正六年に発行したもので、文中碣文以上に詳述している箇所が見られる。

例えば、碣文では「王父某」という箇所は「祖父六郎某」となつており、また「甲斐高梨人」は「甲斐の高梨郡名取邑に」生まれたこととしている。これらは何を典拠とした記載であるのか現在のところはつきりしないが「甲斐の高梨郡」のほかに「名取邑」と加えたり、祖父も「六郎某」とするあたりは碣文以外に詳述の芙蓉伝があつたものであろうか。

先述したように甲斐の郡名は「山梨郡」あるいは「巨摩郡」が国

中地方、いわゆる甲府盆地における郡名であるから、ここでは、芙蓉の出身地が両郡のいずれであるかが焦点となるが、音としての類似では「高梨郡」と「山梨郡」が近似しているといわねばなるまい。ただ「名取邑」とあるのは、山梨郡に見当らず、巨摩郡に「名取新田」（現、竜王町名取）の地名が見られ、この地は近世にあっては巨摩郡大下条村の一部に所属していたものと考えられている。

しかしながら郡名「高梨」を疑い、「名取邑」という村名はなく、この場合の地名もこの頃の入植による開拓された土地名であるから「名取邑」と「名取新田」が符合するものであるかはやはり疑うところである。このことは芙蓉の同時代の親友の手になつた碣文が最も信頼に足りうる資料であるがその後の潤色の過程でいくつかの芙蓉を紹介する文献が生まれたものと考える。

芙蓉が甲斐国の出身であることは先に示した墓碣銘や『水府系纂』によって推察されるが、このことは芙蓉自身の使用印や作品からも伺い知ることができる。

芙蓉の使用印については『芙蓉軒私印譜』に詳しいが、この中に芙蓉の弟子である源惟良の刻んだ印に「甲斐源孟彪印」、「甲斐源氏家藏」があり、また「峠中逸民」の印も別に見る。峠中は甲府盆地を指し、芙蓉が生まれた享保年間には既に「峠中」の名前は一般化しているものと見え、この頃には柳沢吉保儒臣荻生徂徠も来甲して『峠中紀行』を著わしている。⁽⁴⁾また「逸民」は中国の階級でいえば士大夫、処士といった社会的に言うところの上流階級に所属しない人であり、あるいはその地位を棄てた人を指す。従つて芙蓉の出身がこの使用印によって甲斐の峠中と考えられよう。このことは、作品の上からも伺い知ることができ、松下英麿氏が『高芙蓉箇

記』の中で「芙蓉と甲斐との關係はおぼろであるが、自ら「關東」（大雅「陸奥」跋）と記し、また「甲斐」（「春溪松」）と自書した作があるので、生國は当然甲斐とされなければならない。」と指摘している。

以上、高芙蓉の出自について考察したが、芙蓉が甲斐国出身であることは、碣文を裏付ける文献、印譜等により恐らくはまちがいのないところであろう。また、芙蓉の甲斐における事蹟についてはこれまでそれを伝える文献は見い出せないが、このことは碣文に「父尤軒業（德本氏之醫）、而生不_レ好_レ醫、弱冠遊_レ京師、遂至_レ成_レ名。」とあるように、芙蓉の上京がかなり早い時期であったことが伺える。松下英麿氏は前出の『高芙蓉箇記』の中で「私はこの芙蓉の遊學が、同國の先輩である加賀美櫻塙（名は光草、甲斐國山王神職、歿、年七十二）に關係ありはしないかと思うが、まだ何らの資料を見ていらない。」と、甲斐の儒学者加賀美光草が芙蓉の上京に關係したのではないかと指摘している。しかし乍ら芙蓉の櫻塙師事についての記録は見られず、本来芙蓉が前述の名取新田の出身と考えるならば、極めて近くに同年配の山縣大式あるいは彼の兄である野沢昌樹がおり、しかもこの兄弟は共に加賀美櫻塙の門下であるから、もし芙蓉が櫻塙門下であるならば関連する文献・資料が有る筈である。残念乍ら芙蓉の櫻塙師事については見い出し難く、また芙蓉の父尤軒についてもあるいは祖父に関連する文献も現在のところ見い出せないのである。

注

（1）芙蓉の出自に関する文献

「姓は源、大島氏、高氏。本氏、近藤、名は孟彪、字は孺皮、芙蓉

芙蓉、また永堅、また函菴居と號す、通稱逸記、甲斐國人」

（『芙蓉名畫傳』卷四十五 雜家）

「芙蓉、高氏、後源氏ニ改ム、名ハ孟彪、字孺ハ皮、一ツ
ノ號ハ永堅、通稱大島逸記、甲斐ノ人」（『本朝古今書畫便
覽』五十九）

「大島芙蓉、名彪、字孺皮、甲斐人」（『畫乘要略』卷下）

「高芙蓉、本姓近藤、自ラ修シテ高トス、後源ニ改ム、名
孟彪、字孺皮、俗稱ハ大島逸記、甲斐ノ人」（『增補近世逸
人畫史』卷上）

「大島芙蓉、名ハ孟彪、字ハ孺皮、芙蓉ト號ス、甲州高梨
ノ人、自稱シテ、高ヲ氏ノ如クス」（『古今墨蹟鑒定便覽』

畫家之部）

「祖父六郎某に至りて、始めて水府に仕ふ、後、事に坐し
て祿を奪はれ、去りて甲斐の高梨郡名取邑に居る」（『先哲
叢談』続編）

「芙蓉名ハ孟彪字ハ孺皮。芙蓉ハその号なり甲州高梨の人
にして高氏なり」（『兼葭堂雜錄』卷一）

「大島芙蓉名ハ孟彪字ハ孺皮芙蓉ハその号なり甲州高梨の
人なり」（『名家畧傳』）

（2）『高芙蓉墓碣銘』

所在地

淨土宗光明山天徳寺

東京都港区芝西久保町

芙蓉生者、名孟彪。字孺皮。姓大島。甲斐高梨人。其先

為三上毛新田氏之族。有故數易姓名。而芙蓉之號、始終不レ

淡海等常撰 韓天壽書 橘茂喬建并刻
題字 稲毛直道集「池無名書」（碑側）

天明六年丙午四月

芙蓉名ハ孟彪字ハ孺皮。芙蓉ハその号なり甲州高梨の人
にして高氏なり。余與生相識二十年。以下周旋官刹一無暇、久不相面、終
至永訣。聞其溘逝、為之側惻痛心。既又感茂喬之誼厚也。雖下周旋官刹、碑謝筆研之請、其於斯舉一也。
安能恝然。略叙其狀、系之銘曰、

懷故土兮。志不遂。裁登仕兮。身載塚。嗟夫石之小兮。爾勒者千百幾。石之大兮。胡為乎獨勒爾。

更。海内莫不識而稱以芙蓉焉。為人敏亮有才。嘗從坊城菅公、習典故朝儀之學。尤耽雅好、愛書畫。凡石室金匱之秘、名蹟碑記之類、旁搜而委究。博物強記、蓋無比也。以故、風流人士、慕而歸之、資其聞識、利其驗定。其名價藉藉海內云。至於篆刻之妙絕于古今、固不待論。海內皆競乞而珍焉。王父」（碑側）某仕水戸義公司三庫職。去事免職。去而居申之高梨。父尤軒業德本氏之醫。而生不好醫、弱冠遊京師。遂至成名。天明癸卯、宍戸矣聞生名、而聘之。乃水戸別封也。生適感祖先所由而應之。

甲辰三月、挈妻子來江戸。俄罹疾。裁就藩邸、數日而歿。實天明四年甲辰四月二十四日也。年六十三。葬于小石河之無量院云。唉家悲其意、特為歸賜以襄葬事、視上士之例。妻奥田氏。一女年十三。一男久吾、甫六歲。此其繁縝可^レ知也。門人橘茂喬輩相為謀、立碣表焉。因謁余銘之。余與^レ生相識二十年。以下周旋官刹一無暇、久不相面、終至永訣。聞其溘逝、為之側惻痛心。既又感茂喬之誼厚也。雖下周旋官刹、碑謝筆研之請、其於斯舉一也。

台石墓碣追記

正面（十四行、行八字）

橘茂喬、嘗造此芙蓉大島先生墓碣。有故而不レ得立。懼火災、埋諸地下二有年矣。終不遂其志而歿。今茲、其子參與直道相謀、將繼其志焉。偶得羽倉君之助、而此舉成矣。君名潮。字太冲。性典雅、最耽圖書、欽慕先生者深矣。因及於此。

文化壬申十月

讚岐稻毛直道識

男三千書

あとがき

右側（十一行、行八字）
先生與池無名・韓天壽、有兄弟之交。其遊名山、探靈蹤、必三人相携而共行焉。因三人同号曰三三岳道者。無名先生沒、天壽尚存。而書此墓碣。今廣就無名之書、掇集、以作題字。蓋追成其志爾。

稱毛直道再識

左側（八行、行八字）

此碣刻成。而不レ得建者、殆三十年。今偶然成矣。顧先生遺德、益顯之時也。余深感之、乃謀寺主、而約永世不レ改移之言、遂鑄以為徵云。

羽倉潮識



円山應挙筆 高芙蓉肖像

(3) 『甲州儒醫列傳』には「在京都市東山一心院」とある。

(4) 峠中の峠については、荻生徂徠が『峠中紀行』の中で「寶

永丙戌秋。余與省吾（田中省吾）奉使適峠。

國語謂レ峠
甲斐之名

為甲斐。地皆峠。故得名。而とあり甲斐=峠としている。

本稿では芙蓉の絵画における位置づけと出自について触れるなどめたが、芙蓉に関する記載に関しては、印人としての側面は柴野栗山が『漢篆千字文』の序に、また蕉中禅師が『芭翁居印譜』の序にというように数多く散見される。しかし乍ら最初に述べたように芙蓉の画家としての研究は未だ詳細を論じられず、芙蓉の印譜に見る画家も相当数にのぼるものと見られる。当時の画壇にあっても、絵画的側面でその若干に触れたが、時代を等しくする画家では『芙蓉山房私印譜』に芙蓉の白描の肖像画（写真）を描いた円山應挙も

影響下にあつた一人であろうし、大雅の晩年における画題には芙蓉の題としたものも少なくない。時代における中国絵画通としての芙蓉は大雅、韓天壽と共に京都東山における画壇の論客として、自らも製作しつつ、大きな影響力を持っていたのではないだろうか。草稿であるが、今後に芙蓉作品の多くを調査し、また芙蓉の刻んだ印譜を整理することで、画家としての業績並びに画壇における影響力や関連する画家について論述できるものと思う。

なお、本稿は昭和六〇年度文部省科学研究費奨励研究(B)により調査した「高芙蓉に関する研究」の一部である。

本稿を草するにあたり、本研究調査の為に、近世絵画研究会の諸氏、茨城県歴史館小川知二氏、藪本莊五郎氏、小林荻泉堂、山梨県立図書館郷土資料室の御協力を得た。記して謝意を表する次第である。

(市史編さん専門委員)